

平成20年12月3日
経済産業省

「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」の策定及び 告発・相談受付窓口の設置について

経済産業省では、経済産業省（所管する独立行政法人を含む。）から配分される公募型の研究資金について、配分先すべての機関において不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」。）を防止するために必要な対応等を定めた「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」を策定致しました。

また、本指針に基づき研究資金に係る不正使用等の告発・相談受付窓口を設置いたしましたので、お知らせいたします。

1. 経緯

研究者による公的研究費の不正使用が後を絶たないことから、平成18年8月、総合科学技術会議において「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」が策定されました。本共通的な指針を踏まえ、経済産業省として、所管する研究機関及び配分機関において競争的資金を中心に研究費の適正な管理の推進を行ってまいりましたが、この度、本共通的な指針に沿った取組について明確化を図るため、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」を本日策定致しました。

また、本指針に基づき、同日付で研究資金に係る不正使用等の告発・相談受付窓口を設置いたしました。

2. 本指針の概要

経済産業省から配分される公募型の研究資金について、不正使用等を防止するために必要な研究機関及び配分機関が行うべき事項として、本指針に規定する主な内容は、以下のとおり。

研究機関の取るべき対応

- 最高管理責任者の設置等の責任体系の明確化や事務処理手順ルールの整備などの不正抑止のための体制を構築
- 不正防止計画の策定・実施や実効性のある監視体制の整備等、内部チェック機能を強化
- 告発窓口の設置や不正使用等への取組状況に関する機関の方針及び意志決定手続を公表等

資金配分機関が取るべき対応

- 資金配分機関は、必要に応じて、研究機関における体制整備等の実施状況について報告させ、現地調査によるモニタリングを行い、問題があれば研究機関に対し所要の改善を指導
- 相談窓口、告発窓口の設置等
措置の対象者に対する措置
- 補助金適化法及び委託契約書に基づく研究資金の打ち切り及び対象資金の返還に加え、不正の程度により、他の研究資金への申請制限を措置
- また、他府省の研究資金で不正使用等が認められた研究者を含む申請に対しても、同様に研究資金への申請制限を実施

3. 告発・相談受付窓口

本指針に基づき、以下のとおり、研究資金に係る不正な使用等の告発・相談受付窓口を設置いたしました。

(告発・相談受付窓口)

産業技術環境局産業技術政策課 研究開発事業適正化推進係

〒100-0891 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1

電話番号：03-3501-1773

F A X：03-3501-7908

電子メール：[kenkyu-hotline\[at\]meti.go.jp](mailto:kenkyu-hotline@meti.go.jp)

(実際にメールを送るときはアドレスの[at]を半角の@マークに変えて下さい。)

電話による受付時間は、平日 9時30分～12時15分

13時00分～18時15分です。

4. 告発に関する留意事項

告発を受付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正使用等を行ったとする研究者・グループ、不正使用等の態様(内容や年度等を含む)、不正使用等とする合理的理由及び使用された研究資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局 産業技術政策課

担当者：岡田、花輪、遠藤

電話：03-3501-1511 (内線：3351)